

「財産経営推進計画に関する有識者会議」開催要綱

(目的)

第1条 財産経営推進計画を改定するにあたり、次に掲げることについて、学識経験者等から意見を聴取し、多角的に意見交換を行いながら検討することを目的として、財産経営推進計画に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

- (1) 財産経営推進計画に関すること
- (2) その他、財産経営の推進に関すること
- (3) その他、有識者会議が必要と認めること

(開催期間)

第2条 有識者会議の開催期間は、令和4年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 有識者会議は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、関係する分野に見識を有する者またはその他市長が必要と認める者のうちから構成する。

(委員任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

第6条 有識者会議には座長を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、有識者会議の進行を行う。

(会議)

第7条 有識者会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、財務部財産活用課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。